

議案第 17 号

三宅町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町消防団条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町消防団条例の一部を改正する条例

三宅町消防団条例（平成25年3月三宅町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条第2項第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

三宅町消防団条例（平成25年条例第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（欠格事項） 第5条 （略） （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2） （略） （分限） 第6条 （略） 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1）～（4） （略） （5） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。	（欠格事項） 第5条 （略） （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2） （略） （分限） 第6条 （略） 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1）～（4） （略） （5） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。